

○広島大学大学院総合科学研究科学生の国際会議等発表支援事業実施要領

平成 20 年 10 月 15 日

研究科長決裁

広島大学大学院総合科学研究科学生の国際会議等発表支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 広島大学大学院総合科学研究科(以下「本研究科」という。)に在籍する学生(以下、「大学院生」という。)の国際会議等における発表に対しての支援を行うことにより、研究活動の活性化を図り、国際的に通用する人材の育成を行う。

(支援対象者)

第 2 本研究科に在籍する大学院生とし、会議主催者等から経費の支援が見込まれる者を除く。

(対象となる国際会議等)

第 3 当該年度内(4 月から 3 月末日まで)に海外で開催される国際会議、国際シンポジウム、国際学会等において、大学院生本人が発表する場合(口頭発表及びポスター発表)に限る。

(支援経費)

第 4 1 件(1 名)あたり、運賃相当額(開催地の最寄りの空港まで)及び宿泊費の実費を支給することとし、広島大学旅費支給細則で定める額を上限とする。ただし、宿泊費の支給限度額は、100,000 円とする。(会議主催者等から経費の支援がある場合を除く。)

(支援者の決定)

第 5 毎年定められた予算額に基づき、研究科長室が決定する。

(募集)

第 6 原則として、年 2 回募集する。

(申請方法)

第 7 申請者は、所定の申請書(別記様式第 1)に必要事項を記入し、主指導教員の承認を得た上で、研究科長に申請する。

(計画の変更・中止に伴う支援経費の返納)

第 8 申請した研究発表が変更又は中止となった場合は、選考中あるいは支援決定後を問わず、速やかに主指導教員を通じて研究科長に報告する。

なお、計画が中止又は変更となった場合は、既に支給した経費の全額又は一部の返納を求めることがある。

(報告書の提出)

第 9 発表者は帰国後、速やかに主指導教員の承認を得て、研究科長に報告書(別記様式第 2)を提出する。

なお、必要に応じて報告会等を開催する場合がある。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 15 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。